

農地保有合理化事業による  
農地の面的集積に関する実態調査結果

平成 21 年 2 月

東北農政局生産経営流通部担い手育成課

# 農地保有合理化事業による農地の面的集積 に関する実態調査結果

## 1 調査の目的

担い手の規模拡大は一定程度進んでいるものの、農地は分散した現状にあり、規模拡大の効果が必ずしも十分に発揮されていない状況にある。他方、規模拡大によるコスト軽減など国内農業の体質強化を図るためには、農地を面としてまとまった形で集積していくことが課題となっている。

このような現状を踏まえ、本調査は平成17年度及び平成18年度に農業経営の規模拡大、農地の集団化・団地化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を育成する手段である農地保有合理化事業（以下「合理化事業」）を活用した担い手の農地の面的集積の実態について調査した（各県2～3経営体で計15経営体）。なお、農地の面的集積とは、農地が1ha以上まとまっている団地の状態をいう。

## 2 調査の手法

調査実施期間 平成19年11月～平成20年7月  
 調査対象 東北管内における合理化事業を活用した認定農業者等  
 計15経営体  
 調査手法 別添調査票による聴き取り調査  
 調査実施主体 東北農政局生産経営流通部担い手育成課  
 調査経営体 すべて認定農業者

## 3 調査結果

### （1）面的集積の現状

東北管内の認定農業者15経営体（水稻主体14、畑作主体1）を調査した結果、過去3年間の経営耕地面積の傾向については、13経営体で経営耕地面積が拡大しており、農地の面的集積の傾向については、13経営体で進んでいる状況にあった（図表-1）。なお、経営耕地面積が減少傾向の1経営体については、面的集積を図りながら規模縮小しているものであった。 [図表 1]

回答内容 経営規模区分	経営体数	過去3年間の面的集積の傾向			
		進んでいる	どちらかといえば 進んでいる	どちらかといえば 進んでいない	進んでいない
10ha未満	3	2	1	0	0
10ha以上40ha未満	6	3	3	0	0
40ha以上	6	4	0	2	0
計	15	9	4	2	0

### （2）経営耕地の面的集積状況

経営耕地の面的集積は、経営耕地面積が大きいほど進んでおり、全体として集積率は8割を超えていた。経営耕地の権利区分別では、自作地（80.2%）に比べて小作地（90.8%）及び受託地（88.1%）において、特に面的に集積されている

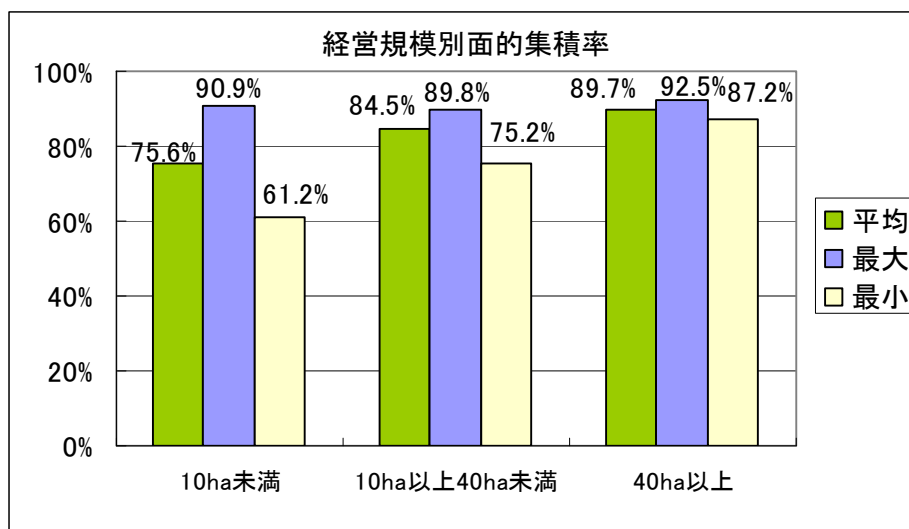
状況にあった。これは、平成20年に実施した東北管内33市町村サンプル調査の「面的集積率の約4割」という結果に比べ、合理化事業を活用した経営体にとっては、約8割～9割と高い面的集積を実現しているという結果を示している（図表-2）

[図表-2]

権利区分	経営耕地面積	面的集積面積	合理化事業介入面積	面的集積率 /	合理化事業介入面積率 /
自作地	98.1 ha	78.7 ha	33.2 ha	80.2%	33.8%
小作地	236.9 ha	215.0 ha	114.3 ha	90.8%	48.2%
受託地	203.9 ha	179.7 ha	30.2 ha	88.1%	14.8%
計	539.0 ha	473.4 ha	177.7 ha	87.8%	33.0%

次に、経営規模別の面的集積率をみると40ha以上層において、最大で92.5%、最小でも87.2%とバラツキなく経営耕地の面的集積が進んでおり、特に10ha未満層との差異を示している（図表-3）

[図表-3]



### (3) 合理化事業による面的集積状況

経営耕地のうち、合理化事業により取得等した農用地は、経営耕地面積の33.0%（図表-2）であるが、その面的集積率は90.0%であり、権利区分別では、自作地は82.8%、小作地は92.6%、受託地は88.1%と、いずれの区分についても高い面的集積率であり、合理化事業を活用した経営体にとっては、一層の面的集積が実現されている（図表-4）

[図表-4]

権利区分	合理化事業面積	面的集積面積	面的集積率
自作地	33.2 ha	27.5 ha	82.8%
小作地	114.3 ha	105.8 ha	92.6%
受託地	30.2 ha	26.6 ha	88.1%
計	177.7 ha	159.9 ha	90.0%

(4) 団地の状況

団地の規模

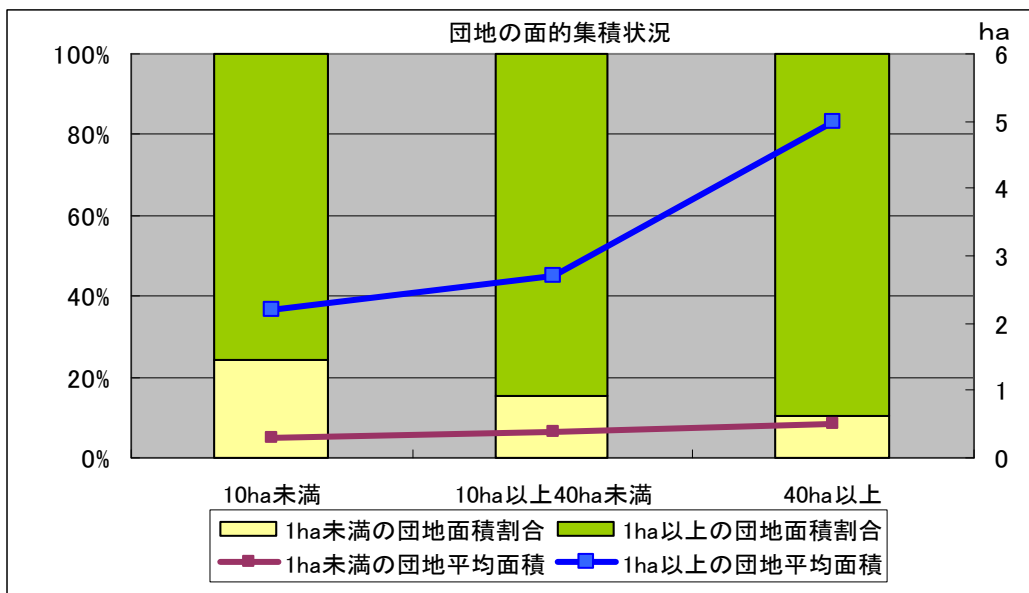
団地の規模についてみると、一団地あたりの平均面積は2.0haであるが、1ha以上の団地面積が、総団地面積の87.8%を占め、かつ1団地あたりの平均面積が3.9haであり、全体的には団地化されている状況にあった(図表-5)。

さらに、経営規模別では規模が大きいほど、1ha以上の団地の割合が高くなり、また、1ha以上の団地の平均面積も大きくなっている。特に、40ha以上層では40ha未満層に比べ面積が約2倍となっており、大規模経営では団地の規模も大きくなっている傾向がうかがえる(図表-6)。

[図表-5]

団地区分	団地数	団地面積(構成比)	平均面積
1ha以上	120団地	473.4ha(87.8%)	3.9ha
1ha未満	155団地	65.6ha(12.2%)	0.4ha
計	275団地	539.0ha(100.0%)	2.0ha

[図表-6]

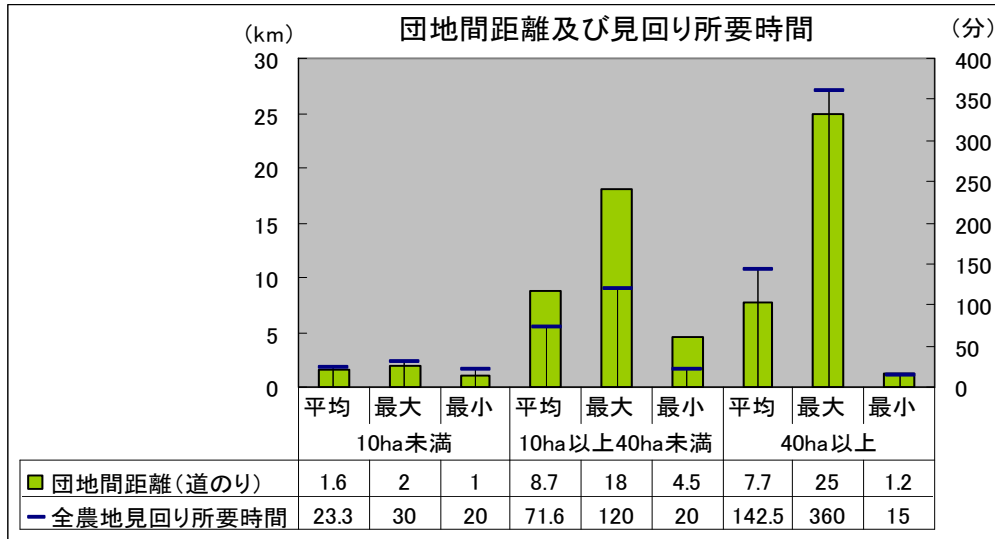


経営規模 区分 団地区分	10ha未満(ha)			10ha以上40ha未満(ha)			40ha以上(ha)		
	面積 (構成比)	団地 数	平均 面積	面積 (構成比)	団地 数	平均 面積	面積 (構成比)	団地 数	平均 面積
1ha以上	15.5 (75.6%)	7	2.2	119.6 (84.5%)	45	2.7	338.3 (89.7%)	68	5.0
1ha未満	5.0 (24.4%)	15	0.3	21.9 (15.5%)	58	0.4	38.7 (10.3%)	82	0.5

団地間の距離等

団地間の距離については、経営規模が大きいほど長くなる傾向にあるが、経営規模が大きい場合でも、距離が短い経営体もあり、既耕作農地の周辺や既耕作農地との中間において農地の取得等が行われていることが見受けられる。全農地の見回り所要時間では、経営規模が40ha以上層で6時間の経営体があるが、これは中山間地域という地理的な条件の不利が影響していることがうかがわれる(図表-7)。

[ 図表 - 7 ]



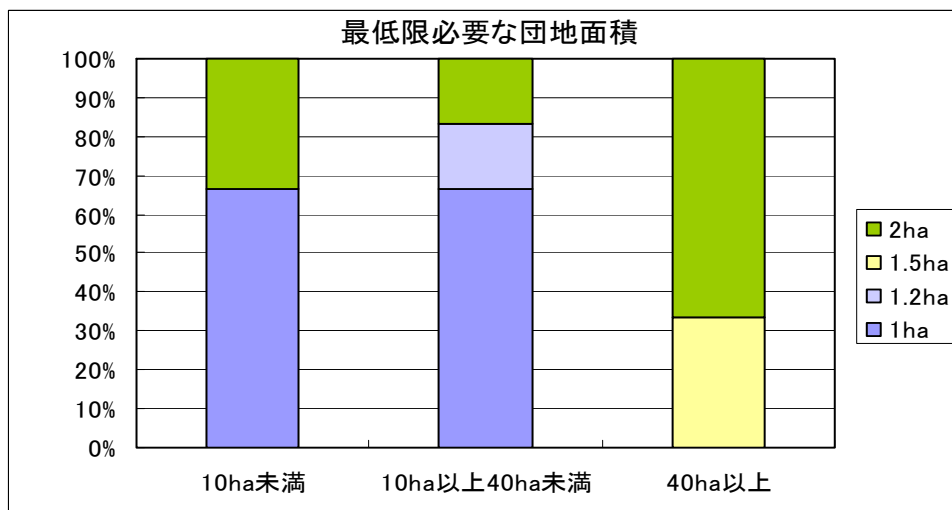
必要な団地の要件

面的集積の要件を「1ha以上の団地」として調査を実施したが、実際に担い手から聴き取りした結果、最低限必要な団地面積は、1ha～2haの範囲内となっており、経営規模が大きくなるほど必要な団地面積は大きくなる傾向にあった（図表 - 8）。なお最低限必要な団地面積の根拠は、1日の作業面積（田植え、刈り取り）とされた。

その他の要件としては、最低限必要な1枚のほ場面積については、ほ場や畦畔の管理や防除の作業効率からみて30a～50aが多く、経営の拠点から団地までの移動距離及び時間については、1経営体で30km、40分までなら構わないとの回答はあるが、その1経営体を除いた平均は、約5km、18分程度であった。

- ・ 団地面積 1～2ha
- ・ ほ場一枚の面積 30a～50a（田の場合）
- ・ 移動可能時間 片道10～40分 平均18分
- ・ 移動可能距離 片道2km～30km 平均約5km
- ・ 主な理由 1日の作業面積（田植え、刈り取り）

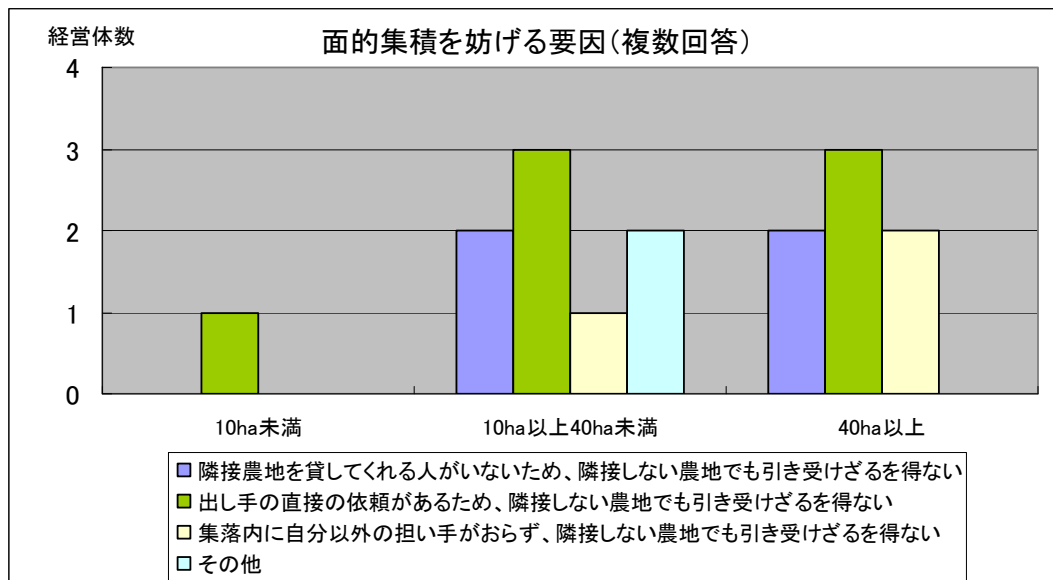
[ 図表 - 8 ]



( 5 ) 面的集積を妨げる要因

面的集積を妨げる要因としては、出し手からの直接依頼、集落内に自分以外の担い手がない、又は隣接農地を貸してくれる人がいない等があげられており、面的集積の必要性を認識しながらも、担い手として対応せざるを得ない状況にあることがうかがわれる(図表-9)。

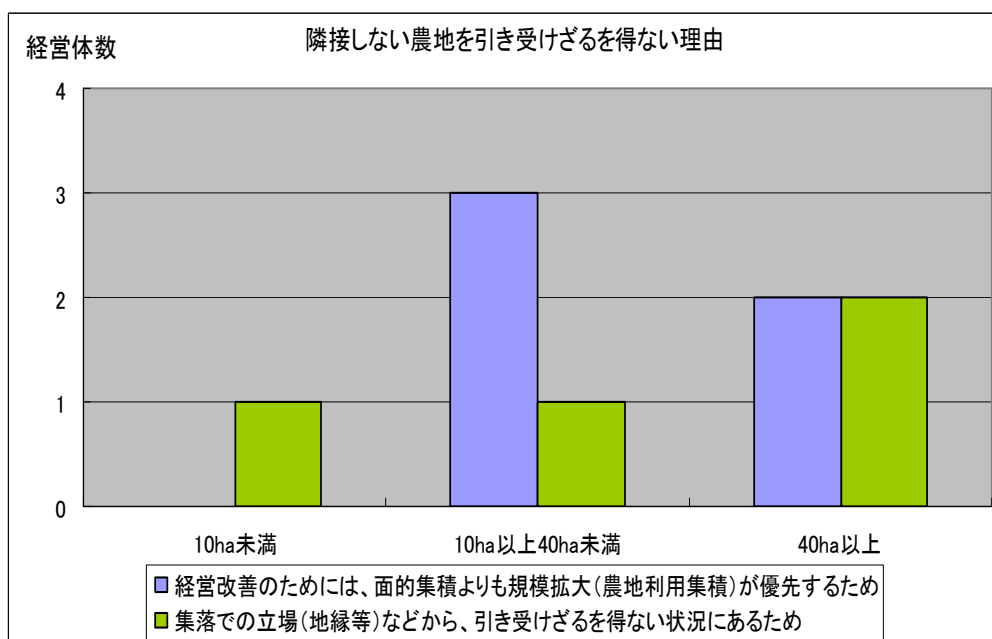
[ 図表 - 9 ]



また、隣接しない農地を引き受けざるを得ない理由については、10ha以上層では、経営改善のためには面的集積より規模拡大が優先する傾向にあり、面的集積による作業効率の向上やコスト軽減の効果について十分理解はしているものの、依頼があれば引き受けざるを得ない状況であることがうかがわれる(図表-10)。

なお、個別の聴き取りでは、小作地を管理する上で水路等を自ら改修しそれらに要した経費について有益費として請求しない(できない)受託地では委託者が要望する作業時期を優先するなど、地域からの要請や信頼に応じるため、コストの負担請求や経営的な観点からの効率的な作業工程を確保しづらい環境になっている状況も見受けられた。

[ 図表 - 10 ]



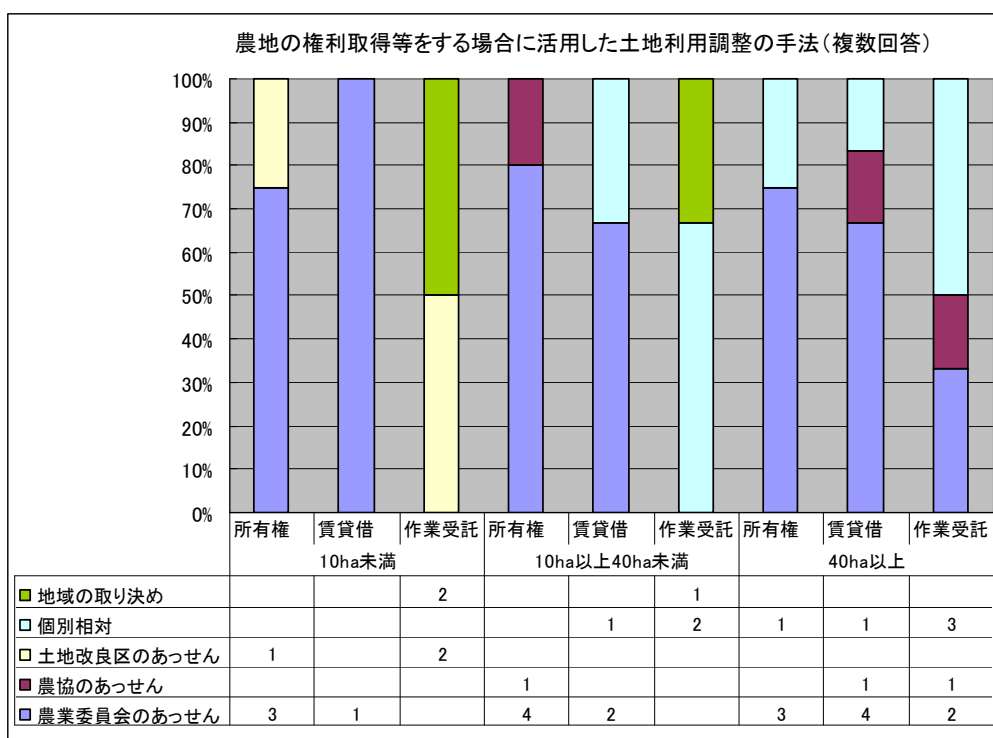
( 6 ) 土地利用調整の現状

一方で、地域によっては、小作料、買入価格、農地の管理、賦課金、権利設定等について、担い手からの申し出や地域のルールにより対応するなど、地域ぐるみで土地利用の調整を図ることによって、円滑な関係が構築されているケースもあった。このような調整には農業委員会の役割が大きく関与しており、特に所有権や賃貸借においては、農業委員会の関与の割合が高い(図表 - 11)。

このことから面的集積の推進には、農業委員会の調整機能を活かしつつ、エンドユーザーたる担い手への仲介機能を有した合理化法人へあっせんすることが有効であることがうかがえる。

特に、地域ぐるみの土地利用調整では、合理化法人が介入することによって調整が円滑に執り行われている事例が見られ、担い手への農地の面的集積に大きく貢献している状況が見受けられた。また、合理化法人が仲介することにより軋轢が生じない、農地の権利設定等の手続きや小作料の精算等の繁雑な事務手続きが軽減され、担い手が農業に専念できる、各種問題等への相談や対応など、農業委員会と合理化法人が一体となって推進することにより合理化法人が地域から信頼を得、不可欠な存在となっている地域も見受けられた。

[ 図表 - 11 ]

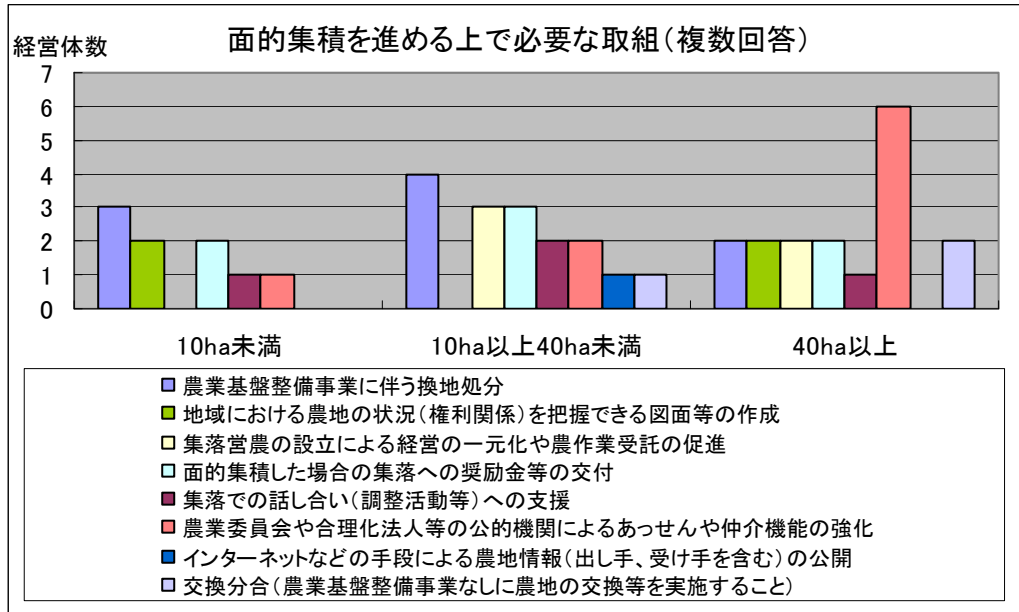


( 7 ) 面的集積に向けた取組

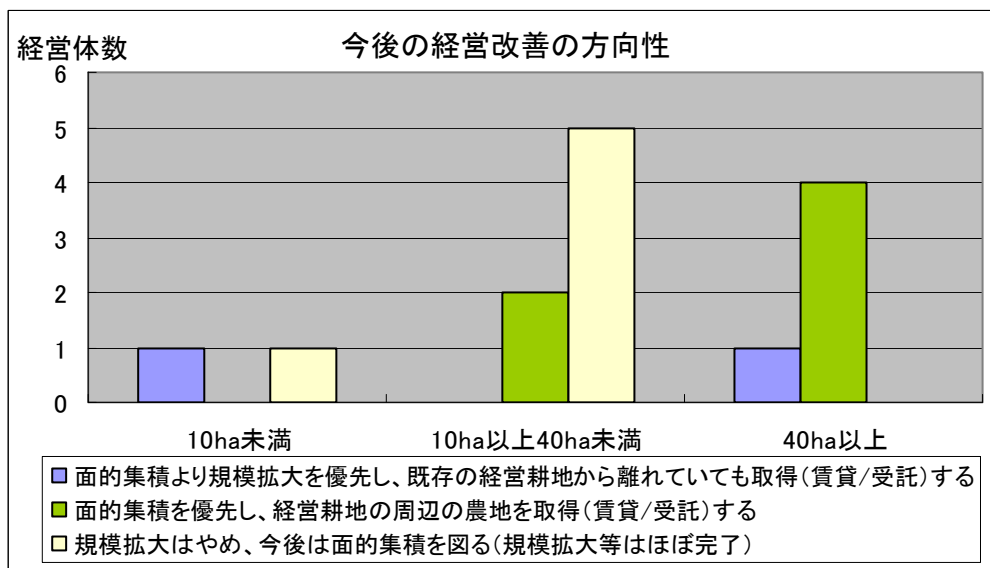
このようなことを背景に、担い手から農地の面的集積を促進する方策として要望が高い項目は、「農業基盤整備事業による換地処分」「農業委員会や合理化法人等の公的機関によるあっせんや仲介機能の強化」「面的集積した場合の集落への奨励金等の交付」であった。特に、40ha以上層の経営体すべてにおいて「農業委員会や合理化法人等の公的機関によるあっせんや仲介機能の強化」を要望している(図表 - 12)。

また、今後の経営改善の方向性については、10ha以上層の経営体において面的集積を優先する割合が高く、このような担い手のニーズに合理化事業による支援が期待されている(図表 - 13)。

[ 図表 - 12 ]



[ 図表 - 13 ]



( 8 ) まとめ

上述のように、今回調査対象とした経営体においては、規模を拡大しても、各ほ場が小規模に分散することなく、概ね面的にまとまった形で利用されており、合理化事業が担い手への農地の面的集積に大きく貢献している状況が見受けられた。

このことから、今後一層の面的集積の必要性が高まる中、農業経営の規模拡大、農地の集団化・団地化による担い手の育成・確保を図る上で、中間保有・再配分機能を有する合理化事業の果たす役割は大きい。このため、合理化法人はその機能を有効に発揮し、経営資源たる農用地を担い手に円滑に継承することに大きく貢献するとともに、地域農業の発展に必要な法人たり得るよう、より一層、合理化事業の推進を図っていくことが肝要である。

調 查 票



4 平成19年度末（平成20年3月末）時点における、経営耕地（作業受託地を含む）及び面的集積、農地の分散の状況について、お答えください。

(1) 農地の種類別の経営耕地面積（作業受託地を含む）及び面的集積の状況について  
（単位：ha、%）（小数点1位まで記入してください）

	水田	普通畑	樹園地	牧草地	合計
経営耕地面積（a）	.	.	.	.	.
自作地	.	.	.	.	.
小作地	.	.	.	.	.
作業受託地	.	.	.	.	.
（a）のうち面的集積している面積（b）	.	.	.	.	.
自作地	.	.	.	.	.
小作地	.	.	.	.	.
作業受託地	.	.	.	.	.
面的集積率（%） （b/a）	.	.	.	.	.

注1 作業受託地の面積は、基幹作業（水稲であれば、耕起・代かき、田植え、収穫の3作業。他の作目については、これに準じた作業）ごとの受託面積の合計を基幹作業数で割った面積とします。

2 作業受託の面的集積している面積は、基幹作業ごとに注2の「面的集積」に該当する面積の合計を基幹作業数で割った面積とします。

3 面的集積率は、面的集積している農地の面積÷経営耕地面積により算出します。

(2) 経営耕地（作業受託含む）の分散の状況について  
（単位：ha）（小数点1位まで記入してください）

団地1つの大きさ	経営耕地における団地の状況	
	数	面積
30a未満		.
30a以上 50a未満		.
50a以上 1ha未満		.
1ha以上 2ha未満		.
2ha以上 3ha未満		.
3ha以上		.
合計		.
最も離れている農地間の距離	直線で 道のりで	おおよそ おおよそ . Km . Km
全ての農地を見回る（作業なしに移動）場合の所要時間	約	時間 分

(3) 経営耕地のうち小作地における借入期間別の面積について  
（単位：ha）（小数点1位まで記入してください）

借入期間	3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計
小作地の面積	.	.	.	.	.	.

注 ここでいう「借入期間」とは、現在の契約期間だけでなく、それ以前の契約期間（契約更新前）を含めた期間を示します。

- 5 最低限必要な団地の大きさについてお答え下さい。
- (1) 団地の大きさについて(1つお答え下さい)
- a. 30a未満
  - b. 30a以上～50a未満
  - c. 50a以上～1ha未満
  - d. 1ha以上～2ha未満
  - e. 2ha以上～3ha未満
  - f. 3ha以上
- (2) その団地までの片道の距離と時間及び圃場の枚数について  
 片道 距離 km 時間 分  
 圃場の枚数は 枚 (例えば約30a3枚)
- (3) その理由について(具体的に記入願います。)  
 { }
- (4) 最も効率的な団地の大きさについて(上記(1)から1つお答えください。)  
 { }
- 6 面的集積を妨げる要因やその背景事情等についてお答えください(順調に面的集積が進んでいる方は、地域の現状などからお答えください)。
- (1) その要因について(複数回答可)
- a. 隣接農地を貸してくれる人がいないため、隣接しない農地でも引き受けざるを得ない
  - b. 出し手の直接の依頼があるため、隣接しない農地でも引き受けざるを得ない
  - c. 集落内に自分以外の担い手がおらず、隣接しない農地でも引き受けざるを得ない
  - d. 他の担い手等(個別経営体)との競争があり、隣接農地を手放さざるを得ない
  - e. 集落営農に参加する農地の出し手が増えており、隣接農地を手放さざるを得ない
  - f. その他「具体的に： 」
- (2)((1)でa～cに回答した方のみ)隣接しない農地を引き受けざるを得ない主な理由について
- a. 経営改善のためには、面的集積よりも規模拡大(農地利用集積)が優先するため
  - b. 集落での立場(地縁等)などから、引き受けざるを得ない状況にあるため
  - c. その他「具体的に： 」
- (3)((1)でd及びeに回答した方のみ)手放さざるを得ない主な理由について
- a. 賃貸借または利用権設定の期間が終了しても、契約等の更新されない
  - b. 賃貸借または利用権設定の期間は終了していないが、出し手からの申し出を受けて解約等をせざるを得ない
  - c. その他「具体的に： 」
- 7 今後の経営改善の方向性等について、お答えください。
- a. 面的集積よりも規模拡大を優先し、既存の経営耕地から離れていても取得(賃貸/受託)する
  - b. 面的集積を優先し、経営耕地の周辺の農地を取得(賃貸/受託)する
  - c. 規模拡大はやめ、今後は面的集積を図る(規模拡大等はほぼ完了)
  - d. その他「具体的に： 」
- 8 農地の面的集積を進める上で、最も必要(有効)な取組みについて、上位3つまでお答えください。
- a. 農業基盤整備事業に伴う換地処分
  - b. 地域における農地の状況(権利関係)を把握できる図面等の作成
  - c. 集落営農の設立による経営の一元化や農作業受委託の促進
  - d. 面的集積した場合の集落への奨励金等の交付
  - e. 集落での話し合い(調整活動等)への支援
  - f. 農業委員会や農地保有合理化法人等の公的機関によるあっせんや仲介機能の強化
  - g. インターネットなどの手段による農地情報(出し手、受け手を含む)の公開
  - h. 交換分合(農業基盤整備事業なしに農地の交換等を実施すること)
  - i. その他「具体的に： 」

ご回答ありがとうございました。